

第5章 その他のトピックス

- 1 世代別の給付と負担の関係
- 2 給付と財源の内訳（バランスシート）
- 3 旧三公社共済組合統合に伴う支援額

1. 世代間の給付と負担の関係を見る上での背景

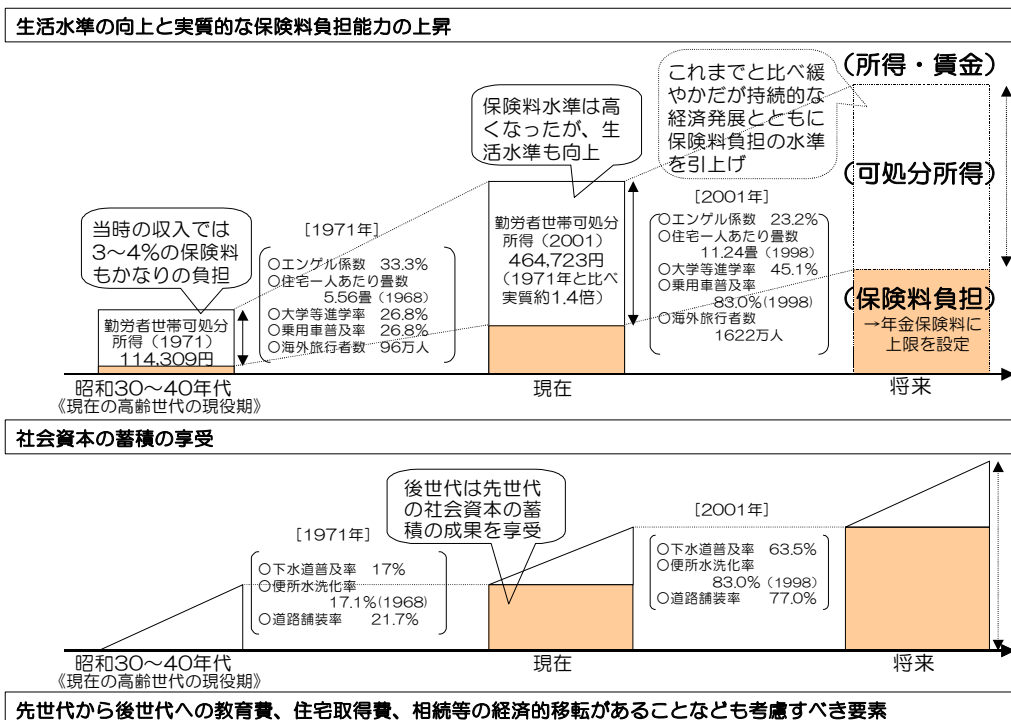
公的年金に対し、若い世代を中心として、「保険料を払った分が戻ってこないで払い損」との意見がある。

公的年金制度は、「世代間扶養」の仕組みの下で実施されている社会保障制度であり、個人や世代の間の損得といった性格のものではないが、一定の前提をおいて、各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取ることになるのかを、昭和10（1935）年生まれ以降の世代について比較してみた。

その結果を見ると、世代によって負担と給付の関係に差が生じているが、そこで現在の受給者世代で倍率が高くなっているのは、

- ① 戦後の経済混乱の中で、負担能力に見合った低い保険料からスタートし、その後、保険料を段階的に引き上げることでより長期的な給付と負担の均衡を図ってきたこと
- ② その後の経済発展の中で、物価や賃金の上昇に応じた給付改善を後代の負担で行ってきたこと

などの要因によるものである。



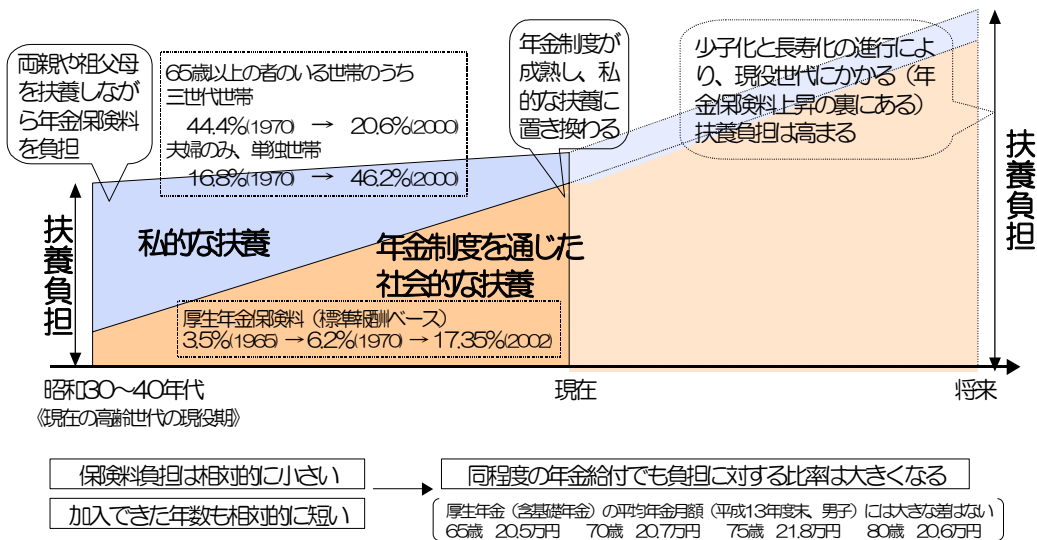
年金制度における世代間の給付と負担の関係を見るにあたっては、

- ① 都市化、核家族化による、私的な扶養から公的年金制度を通じた社会的な扶養への移行
- ② 少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり
- ③ 生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇

などの背景についても考慮する必要があり、公的年金制度における単純な負担と給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論ずることは適切ではないということに留意が必要である。

都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行

少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり



2. 公的年金制度における給付と負担の倍率

公的年金制度においては、多くは20歳から40年間程度にわたって保険料拠出を行い、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することとなるので、各人からみれば最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに平均して60年以上の時間が想定される。

このように大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価に織り込むのかについては、様々な考え方がある。

世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。

そこで、世代別に負担と給付を比較するにあたっては、このような公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、保険料負担や年金給付等の規模の把握という観点から、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算した。

今後、雇用と年金の連携を図り60歳台前半の雇用が促進され、十分な準備期間をおきながら支給開始年齢の65歳への引上げが行われるところであるので、世代による支給開始年齢の違いを除いた65歳以降の年金受給額でも比較している。

なお、厚生年金保険料の事業主負担分に関しては、公的年金制度による事業主への義務付けではじめて事業主に生じる負担であることから、保険料負担額に事業主負担分を含めずに比較している。仮に、事業主負担分も含めて負担を考えるのであれば、保険料負担額は2倍となり、倍率は2分の1となる。

試算の結果は、第5-1-1表のとおりであるが、どの世代でみても、支払った保険料の、厚生年金では2.3倍、国民年金（基礎年金）では1.7倍以上の給付が受けられる結果となっている。

第5-1-1表 世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

平成17(2005) 年における年齢 (生年)	厚生年金(基礎年金を含む)				
	保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分(再掲)	
				年金給付額 ②'	倍率 ②'/①
	万円	万円		万円	
70歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	680 (670)	5,600 (5,500)	8.3	4,400 (4,300)	6.4
60歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,200 (1,100)	5,400 (5,100)	4.6	4,500 (4,200)	3.8
50歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,900 (1,600)	6,000 (5,100)	3.2	5,600 (4,800)	3.0
40歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,800 (2,200)	7,600 (5,900)	2.7	7,600 (5,900)	2.7
30歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,900 (2,800)	9,600 (6,700)	2.4	9,600 (6,700)	2.4
20歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	5,100 (3,300)	12,000 (7,600)	2.3	12,000 (7,600)	2.3
10歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	6,500 (3,700)	14,900 (8,500)	2.3	14,900 (8,500)	2.3
0歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	8,000 (4,100)	18,300 (9,500)	2.3	18,300 (9,500)	2.3

平成17(2005) 年における年齢 (生年)	国民年金		
	保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①
	万円	万円	
70歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	230 (230)	1,300 (1,300)	5.8
60歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	410 (390)	1,400 (1,300)	3.4
50歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	700 (600)	1,600 (1,400)	2.3
40歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	1,100 (830)	2,100 (1,600)	1.9
30歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	1,500 (1,000)	2,600 (1,800)	1.8
20歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	1,900 (1,200)	3,300 (2,100)	1.7
10歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	2,400 (1,400)	4,100 (2,300)	1.7
0歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	3,000 (1,600)	5,000 (2,600)	1.7

(注)それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したものである。
 ()内はさらに物価上昇率で現在価値(平成16年度時点)に割り引いて表示したものである。

3. 計算の前提及び計算方法

(1) 加入歴

① 厚生年金

同年齢の夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し（年齢別総報酬月額額は平成16年財政再計算での標準報酬指数及びボーナス支給割合より算出。平均標準報酬月額36.0万円。）、妻はその間専業主婦（昭和61年度からは20歳以上ならば第3号被保険者、それ以前は国民年金に任意加入していない。）。なお、1935年生まれのものについては、その90%の期間のみの加入としている。

② 国民年金

20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付（保険料、年金額ともに被保険者1人分。）。

(2) 受給期間

男女各々60歳時点の平均余命（過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口（平成14年1月推計）における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。）まで生存するものとした。厚生年金の場合、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めた。

第5-1-2表 試算における受給終了年齢等

	夫	妻	妻の遺族年金の受給期間
1935年生	80歳3月	85歳4月	5年1月
1945年生	81歳8月	87歳4月	5年8月
1955年生	82歳4月	88歳5月	6年1月
1965年生	82歳11月	89歳3月	6年4月
1975年生	83歳4月	90歳	6年8月
1985年生	83歳8月	90歳6月	6年10月
1995年生以後	83歳10月	90歳9月	6年11月

(注) 国民年金では60歳時の平均余命の男女平均を使用しており、遺族年金は受給しない。

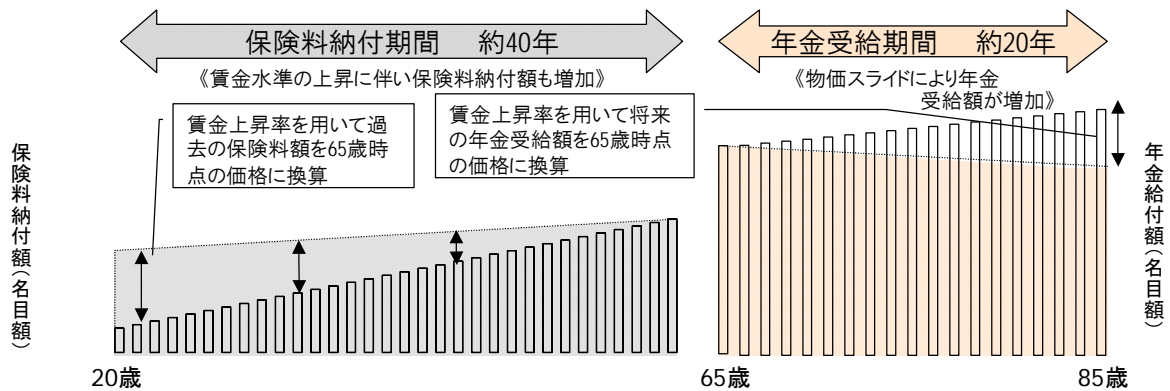
(3) 年金額、保険料、人口推計、経済前提等

平成 16 年財政再計算に準拠している。

(4) 推計方法

世代間扶養を基本とする年金制度においては、賃金の一定割合について保険料として負担を求め、年金給付も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、「賃金上昇率」を用いて保険料負担額や年金給付額を 65 歳時点の価格に換算した。

なお、2100 年で受給期間が終わる世代について、計算を行った。



4. 時点の差の評価方法について

2. で記述したように、大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価するかについては、様々な考え方がある。

公的年金において世代別の負担と給付を比較するにあたっては、公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算したもの(A:賃金上昇率による換算方式)を用いたが、参考として、厚生年金(基礎年金を含む)について、次のB~Dの方法により計算した結果についても示す。

A:(賃金上昇率による換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を賃金上昇率で各々の65歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を賃金上昇率(手取りベース)で各々の65歳時点に割り引いて合計した額。

B:(運用利回りによる換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を運用利回りで各々の65歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を運用利回りで各々の65歳時点に割り引いて合計した額。

C:(物価上昇率による換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を物価上昇率で各々の65歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を物価上昇率で各々の65歳時点に割り引いて合計した額。

D:(単純累計方式)

時点の差を考慮せず、各時点で実際に支払い又は受け取る金額の単純な合計額。

第5-1-3表 各計算方法による結果

平成17 (2005)年に おける年齢 (生年)	A (賃金上昇率による換算方式)					B (運用利回りによる換算方式)				
	保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分 (再補)		保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分 (再補)	
				年金給付額 ②'	倍率 ②'/①				年金給付額 ②'	倍率 ②'/①
70歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	680 (670)	5,600 (5,500)	8.3	4,400 (4,300)	6.4	830 (820)	5,200 (5,100)	6.3	3,900 (3,800)	4.7
60歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,200 (1,100)	5,400 (5,100)	4.6	4,500 (4,200)	3.8	1,500 (1,500)	4,900 (4,700)	3.2	4,000 (3,800)	2.6
50歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,900 (1,600)	6,000 (5,100)	3.2	5,600 (4,800)	3.0	2,500 (2,100)	5,500 (4,700)	2.2	5,100 (4,300)	2.0
40歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,800 (2,200)	7,600 (5,900)	2.7	7,600 (5,900)	2.7	3,700 (2,800)	6,800 (5,300)	1.9	6,800 (5,300)	1.9
30歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,900 (2,800)	9,600 (6,700)	2.4	9,600 (6,700)	2.4	5,100 (3,500)	8,600 (6,000)	1.7	8,600 (6,000)	1.7
20歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	5,100 (3,300)	12,000 (7,600)	2.3	12,000 (7,600)	2.3	6,600 (4,200)	10,700 (6,800)	1.6	10,700 (6,800)	1.6
10歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	6,500 (3,700)	14,900 (8,500)	2.3	14,900 (8,500)	2.3	8,300 (4,800)	13,300 (7,600)	1.6	13,300 (7,600)	1.6
0歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	8,000 (4,100)	18,300 (9,500)	2.3	18,300 (9,500)	2.3	10,300 (5,300)	16,400 (8,500)	1.6	16,400 (8,500)	1.6

平成17 (2005)年に おける年齢 (生年)	C (物価上昇率による換算方式)					D (単純累計方式)				
	保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分 (再補)		保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分 (再補)	
				年金給付額 ②'	倍率 ②'/①				年金給付額 ②'	倍率 ②'/①
70歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	550 (540)	5,700 (5,700)	10.4	4,500 (4,400)	8.2	400	5,900	14.7	4,700	11.6
60歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,000 (1,000)	5,800 (5,400)	5.6	4,900 (4,600)	4.7	860	6,200	7.2	5,400	6.3
50歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,600 (1,400)	6,700 (5,700)	4.2	6,200 (5,300)	3.9	1,300	7,300	5.5	6,900	5.1
40歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,300 (1,800)	8,500 (6,600)	3.6	8,500 (6,600)	3.6	1,900	9,500	4.9	9,500	4.9
30歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,200 (2,200)	10,800 (7,500)	3.4	10,800 (7,500)	3.4	2,600	12,000	4.7	12,000	4.7
20歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	4,100 (2,600)	13,500 (8,500)	3.3	13,500 (8,500)	3.3	3,300	15,100	4.6	15,100	4.6
10歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	5,100 (2,900)	16,800 (9,600)	3.3	16,800 (9,600)	3.3	4,100	18,800	4.6	18,800	4.6
0歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	6,300 (3,200)	20,600 (10,700)	3.3	20,600 (10,700)	3.3	5,100	23,200	4.6	23,200	4.6

(注) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したものである。()内はさらに物価上昇率で現在価値(平成16年度時点)に割り引いて表示したものである。

2

給付と財源の内訳（バランスシート）

1. 厚生年金、国民年金の給付と財源の内訳

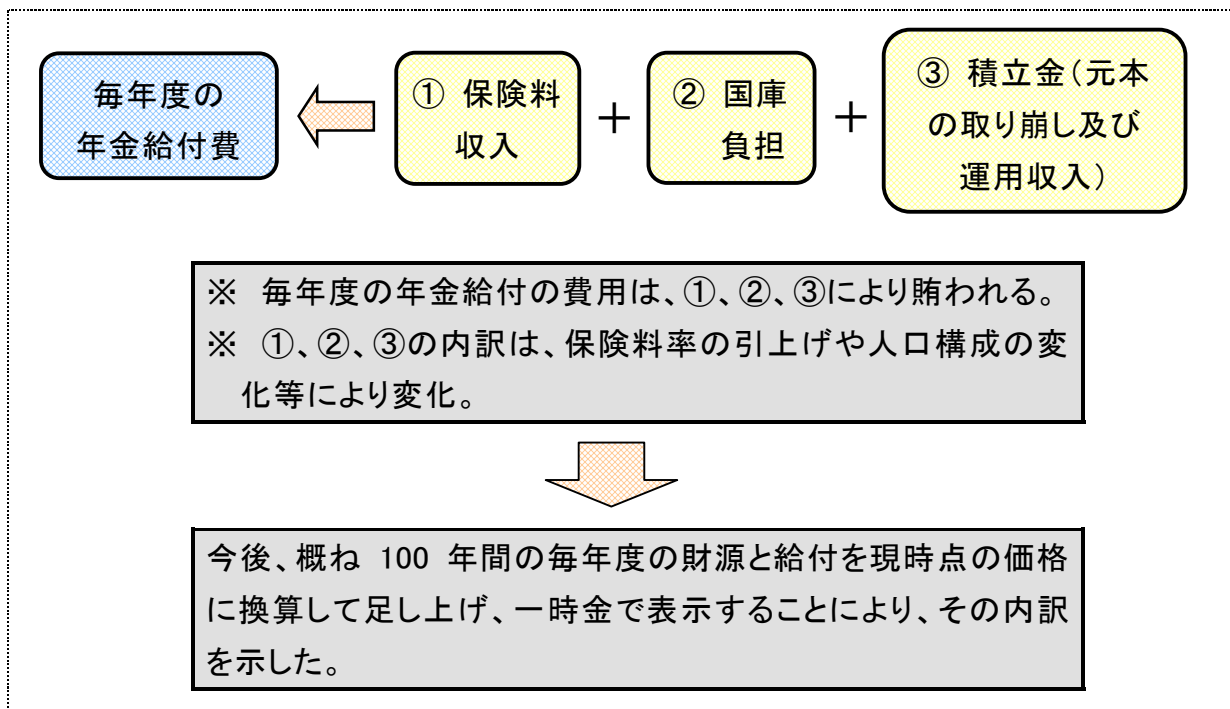
厚生年金及び国民年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、収支見通しを作成することにより、財政の均衡を図っている。

このように、これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように、過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はないが、過去期間給付に係る給付債務の規模が現有積立金と比べてどの程度なのかといった関心もあることなどから、参考までに将来予定されている給付とその財源を一時金換算して示すこととした。

具体的には、公的年金の給付は、毎年度、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」により賄われていることから、これらを、全て現時点（平成 16 年度）の価格に換算して一時金で表した。

なお、今回の改正においては、今後、概ね 100 年間の年金財政の均衡を考えることとしていることから、この期間の給付と財源のみを対象とした。

第 5 - 2 - 1 図



第5-2-1表 厚生年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し

財 源

年 度	計	財 源		
		保 険 料	国 庫 負 担	積立金から 得られる財源
	兆円	兆円	兆円	兆円
平成17(2005)	31.9 (100%)	20.8 (65%)	4.6 (14%)	6.6 (21%)
平成27(2015)	41.4 (100%)	30.8 (74%)	8.1 (19%)	2.5 (6%)
平成37(2025)	45.5 (100%)	36.4 (80%)	9.1 (20%)	— (—)
平成62(2050)	74.8 (100%)	47.2 (63%)	15.7 (21%)	11.9 (16%)
平成87(2075)	95.0 (100%)	61.4 (65%)	20.6 (22%)	12.9 (14%)

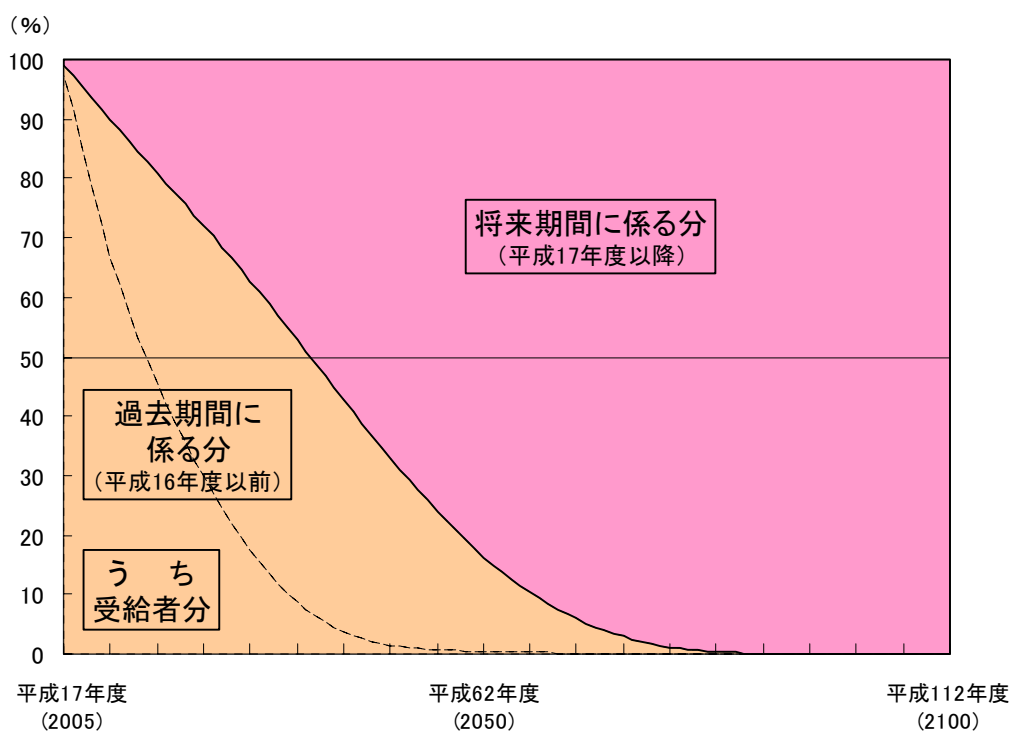
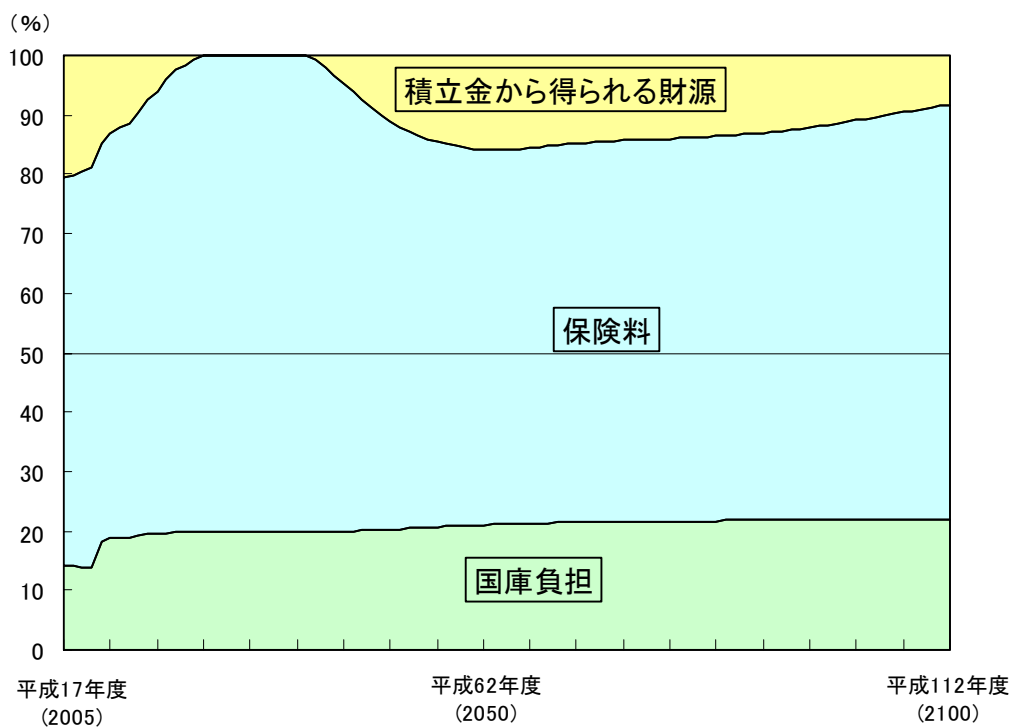
※ ()は構成割合である。

給 付

年 度	計	給 付		
		過 去 期 間 に 係 る 分 (平成16年度以前)	う ち 受 給 者 分	将 来 期 間 に 係 る 分 (平成17年度以降)
	兆円	兆円	兆円	兆円
平成17(2005)	31.9 (100%)	31.5 (99%)	31.1 (97%)	0.4 (1%)
平成27(2015)	41.4 (100%)	33.5 (81%)	18.8 (45%)	7.9 (19%)
平成37(2025)	45.5 (100%)	28.6 (63%)	7.9 (17%)	17.0 (37%)
平成62(2050)	74.8 (100%)	12.2 (16%)	0.3 (0%)	62.6 (84%)
平成87(2075)	95.0 (100%)	0.3 (0%)	0.0 (0%)	94.6 (100%)

※ ()は構成割合である。

第5-2-2図 厚生年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し



(将来の金額の現時点への換算方法について)

積立方式の企業年金等で責任準備金(現時点で保有すべき積立金)を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算するものであることから、運用利回りを用いて換算する。

したがって、積立方式の年金制度との比較を行う上では運用利回りで換算する方が便利である。

一方で、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切である。

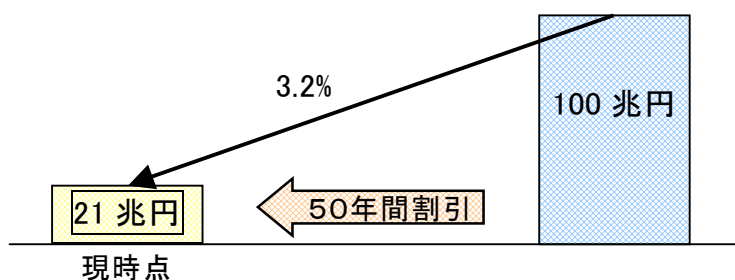
そこで、今回は、この2通りの方法で示すこととした。

運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金に換算してどれだけの大きさに相当するかを示したものであり、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模との比較でどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

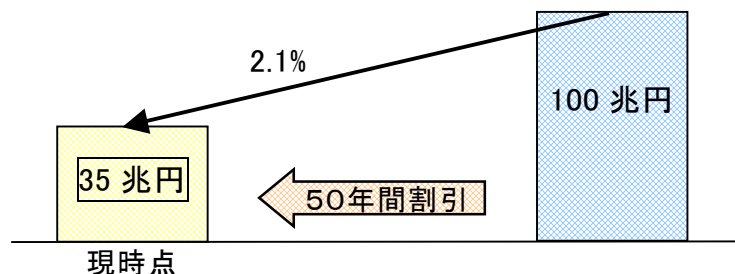
第5-2-3図

割引率による差(50年間割り引いた場合の例)

〈3. 2%(長期的な運用利回りの前提)で割り引く場合〉

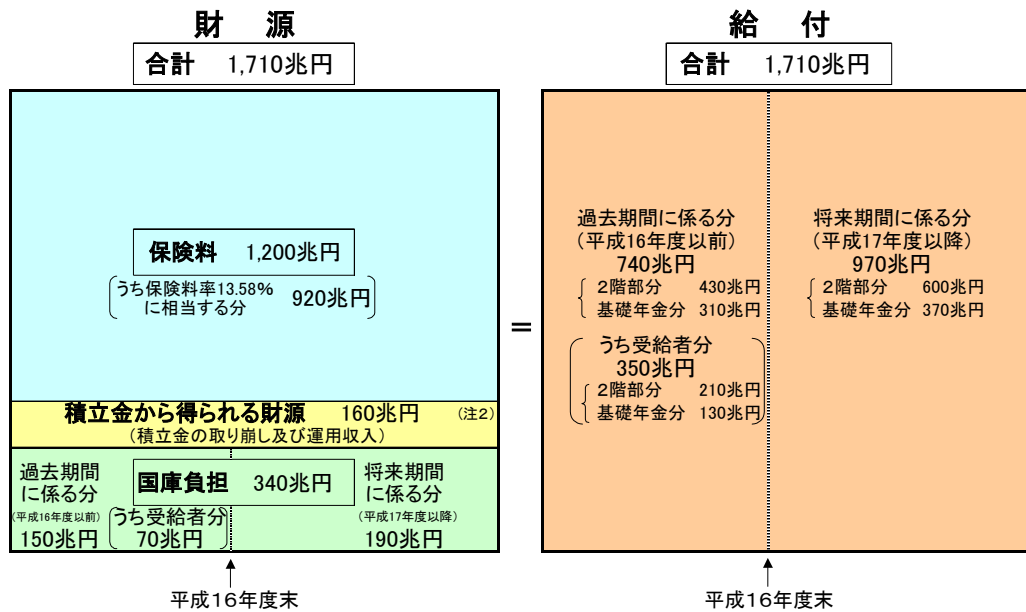


〈2. 1%(長期的な賃金上昇率の前提)で割り引く場合〉



今回の計算では、最長 95 年間、割引き金額表示することとなり、割引率により金額に大きな差が出る。

第5-2-4図 厚生年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）

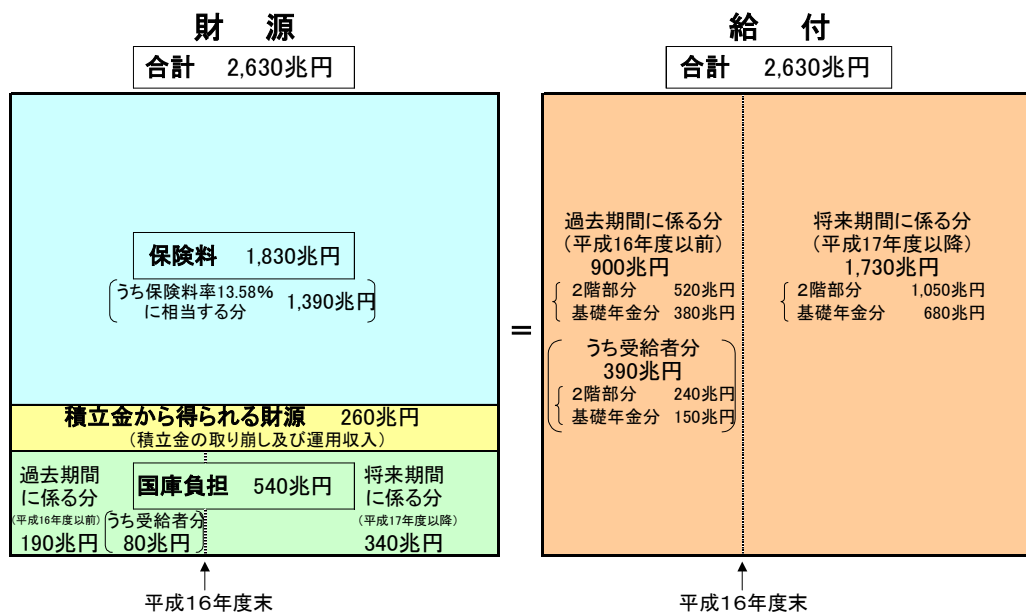


(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2) 厚生年金に係る積立金は平成16(2004)年度末現在約170兆円(厚生年金基金の代行部分に係るものを含む)であるが、図においては2100年度時点において1年分の給付費の現価に相当する10兆円を除いて表示している。

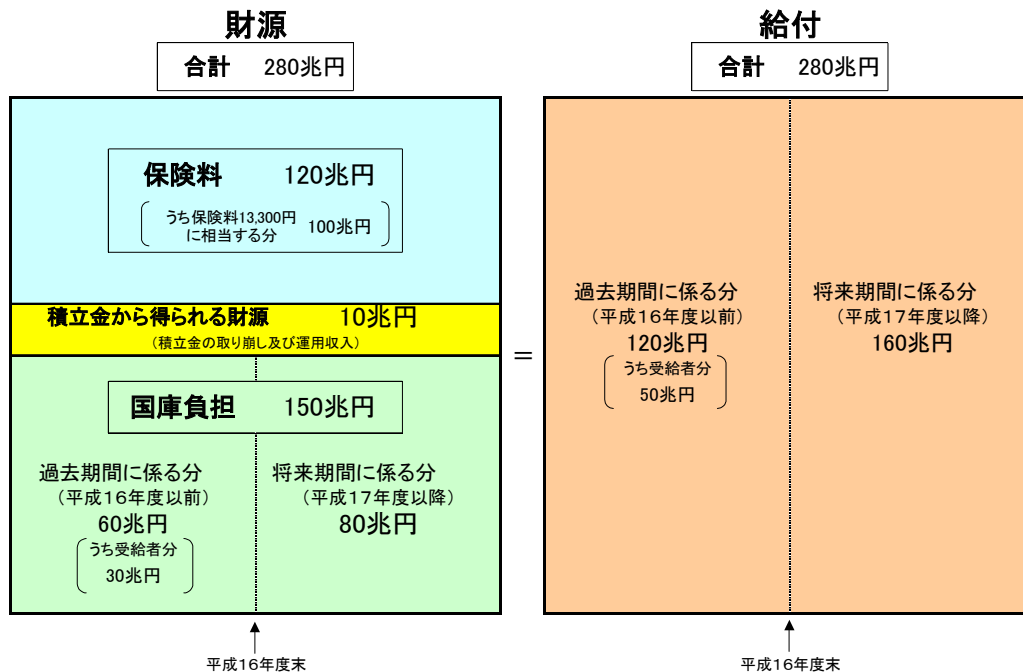
第5-2-5図 厚生年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）



(注) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

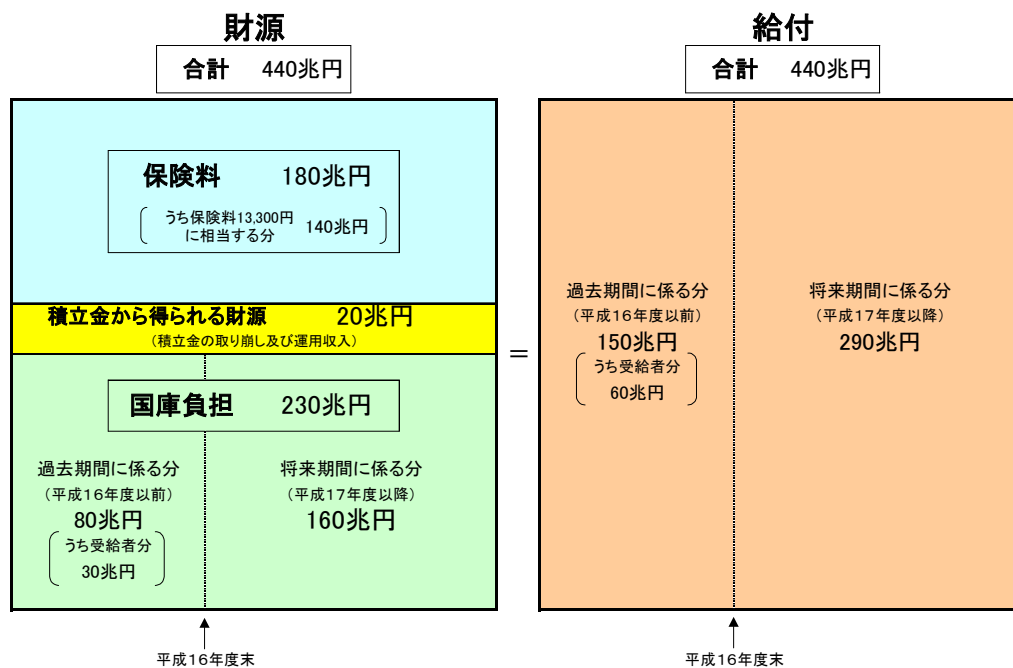
賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

第5-2-6図 国民年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）



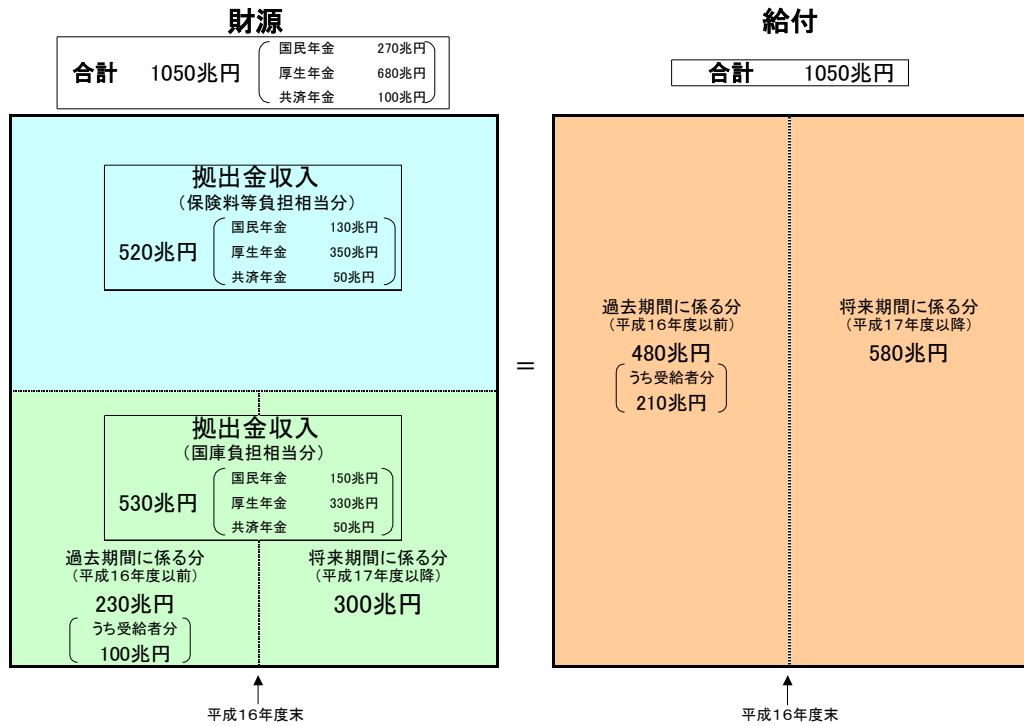
(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。
 賃金上昇率 2.1%
 物価上昇率 1.0%
 運用利回り 3.2%
 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

第5-2-7図 国民年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）



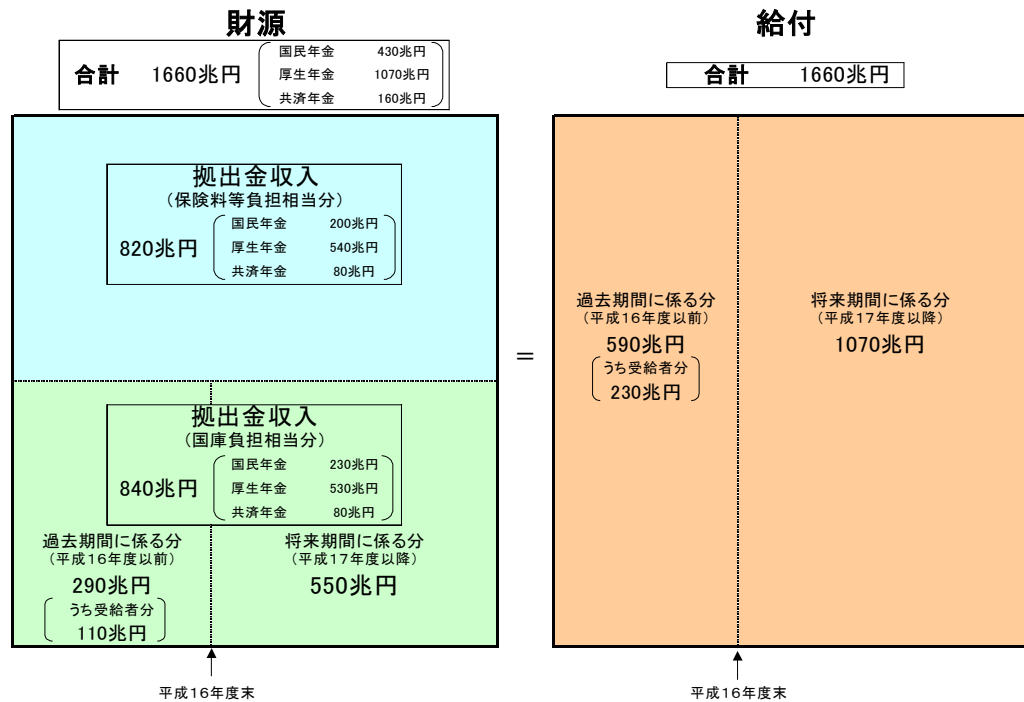
(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。
 賃金上昇率 2.1%
 物価上昇率 1.0%
 運用利回り 3.2%
 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

第5-2-8図 基礎年金の収入総額と給付の内訳（運用利回りによる換算）



(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。
 賃金上昇率 2.1%
 物価上昇率 1.0%
 運用利回り 3.2%
 可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

第5-2-9図 基礎年金の収入総額と給付の内訳（賃金上昇率による換算）



(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。
 賃金上昇率 2.1%
 物価上昇率 1.0%
 運用利回り 3.2%
 可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

2. 積立方式の年金制度における給付と財源の考え方

(1) 積立方式の年金制度における財源確保の仕組み

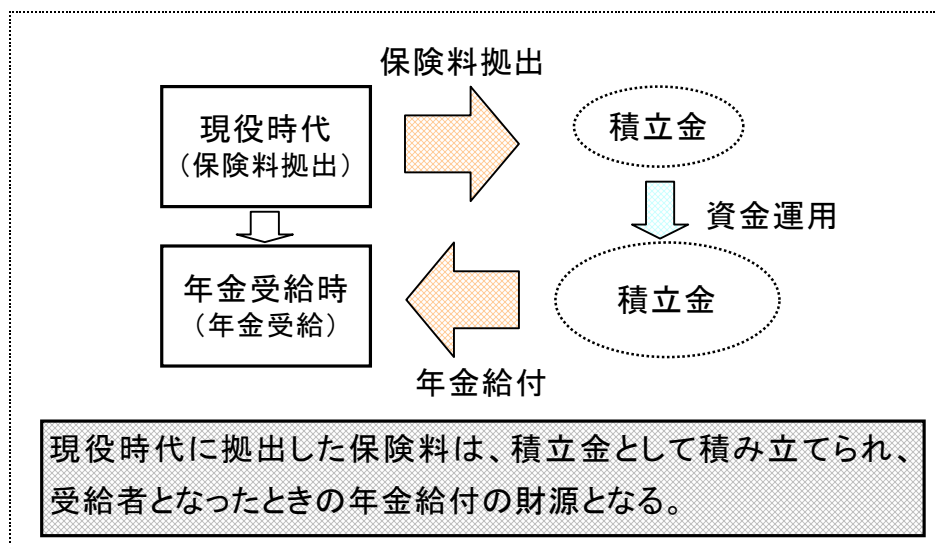
積立方式の年金制度では、基本的に将来の年金給付に必要な財源は、あらかじめ拠出された保険料を積み立てることによって確保される。

通常の年金制度では、ある加入者がこれまでに保険料を支払ったことに対応して、その者は将来、年金を受け取ることになるが、財政方式として積立方式を採用している場合には、基本的にその年金給付の財源が積立金として積み立てられていく。

ここで、全ての加入者と年金受給者について、これまでに支払った保険料に対応する給付を考えると、積立方式の年金制度では、将来におけるこれらの給付の総額に見合った積立金を基本的には保有することになる。

一方、今後保険料を拠出することによって将来の年金給付額が増加するが、この財源は、基本的に今後の保険料で積み立てられることになる。

第5-2-10図 積立方式の仕組み（概念図）



(2) 給付と財源の対応

ここでは、年金制度において今後支払われる給付費を次の2つに区分して考えることとする。

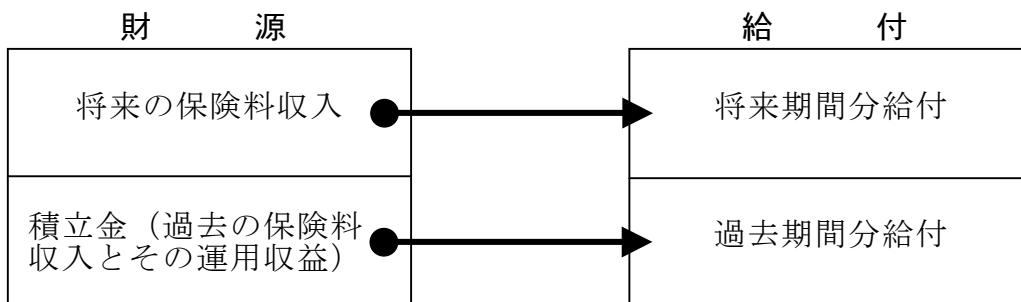
- ① これまでの保険料拠出に対応する給付（過去期間分給付）
- ② 今後の保険料拠出に対応する給付（将来期間分給付）

①、②のいずれも今後支払いが行われる給付費であるが、過去の加入記録に係る分を①、将来の加入記録に係る分を②として区分する。

このように区分すると、積立方式の年金制度においては、①の過去期間分給付の財源は現在保有する積立金、②の将来期間分給付の財源は将来の保険料ということになる。

もしも、積立方式の年金制度において、ある時点での積立金の額が、過去期間分の給付に見合う額に達していなければ、その不足分は積立不足ということになる。

第5-2-11図 積立方式の年金制度における給付と財源



なお、現在保有する積立金は、これまでに支払われた保険料とその運用収益が財源となっている。このように考えると、積立方式の年金制度では、過去期間分の給付の財源は過去の保険料、将来期間分の給付の財源は将来の保険料となっており、給付の計算基礎となった加入時点と、その財源となる保険料の払込時点が合致する仕組みとなっている。

3. 賦課方式の年金制度における給付と財源の考え方

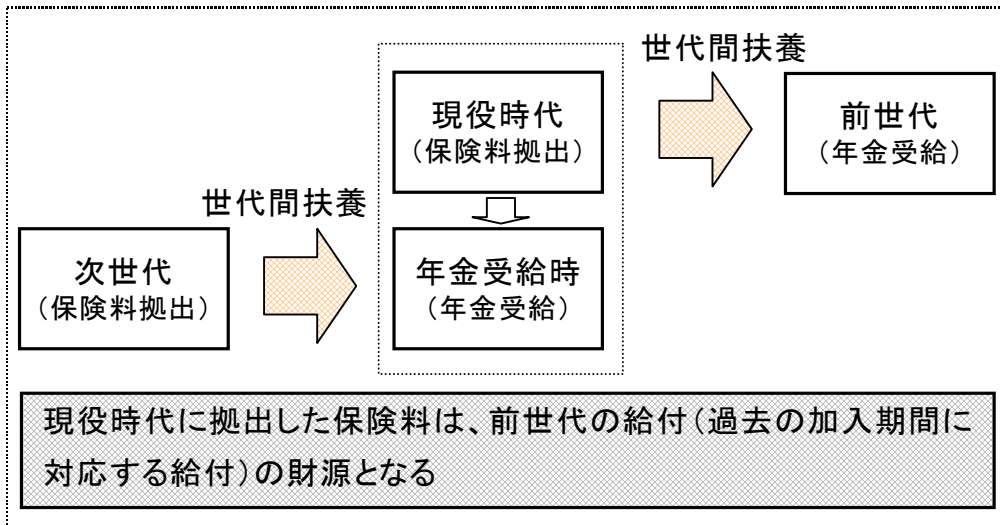
（1）賦課方式の年金制度における財源確保の仕組み

賦課方式の年金制度では、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄う。現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものでない。

すなわち、これから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去期間分給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。

したがって、一般に、賦課方式の年金制度においては、支払準備金的なものは別として、積立金を保有しない。

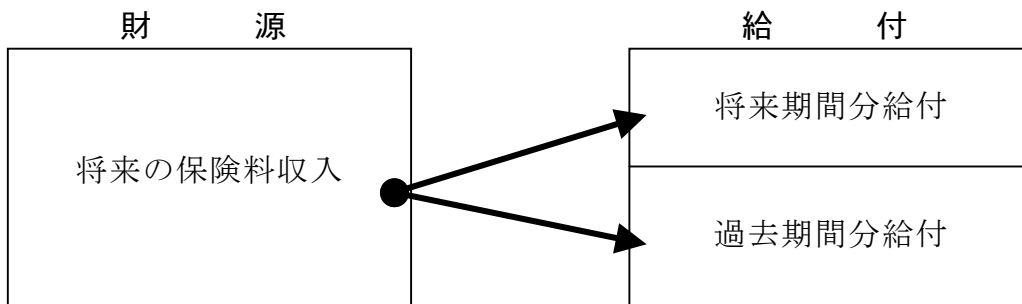
第5-2-12図 賦課方式の仕組み（概念図）



(2) 給付と財源の対応

今後支払われる給付を積立方式の場合と同様に、将来期間分給付と過去期間分給付に区分すると、賦課方式の年金制度においては、いずれの区分についても財源は将来の保険料収入である。

第5-2-13図 賦課方式の年金制度における給付と財源



仮に、この賦課方式の年金制度において、積立方式と同じ基準で積立不足を計算するとどうなるか。この場合、過去期間分給付に対応する積立金を保有していないので、過去期間分給付に見合う財源の全額が「積立不足」ということになってしまう。

しかし、この「積立不足」を、財源不足あるいは債務超過と認識することは誤りである。賦課方式の年金制度においては、積立金を保有しないので、過去期間分給付に見合う積立金がないのは当然である。

積立方式の年金制度においては、同じ給付を賦課方式で賄う場合に比べて最終的な保険料は低くなるが、積立金が過去期間分給付に見合った額となっていない

のであれば、その不足額に対応する財源を何らかの形で確保しないと、将来の給付に支障をきたすことになる。

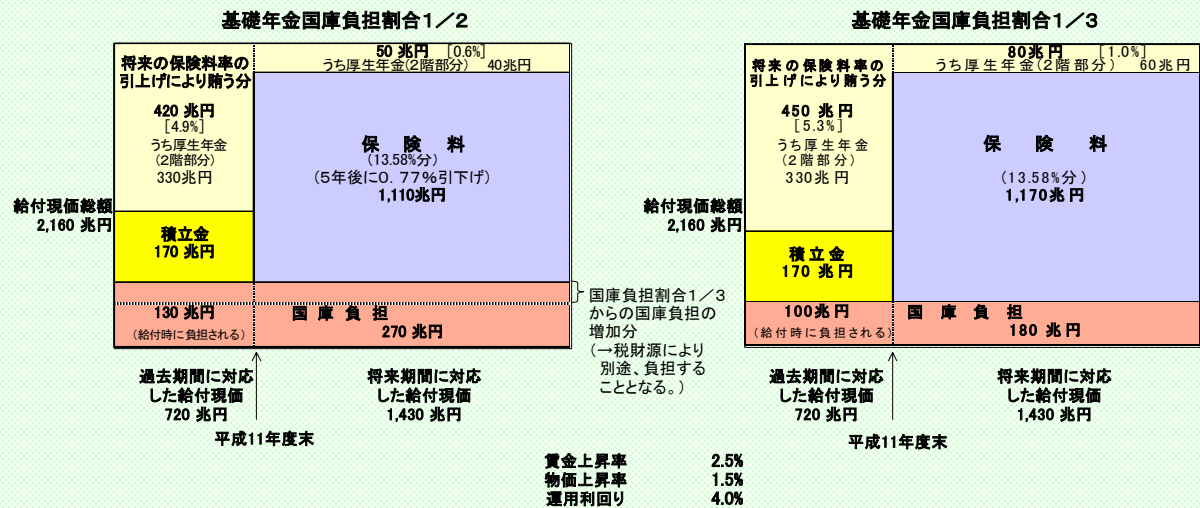
賦課方式の年金制度においては、過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。

もちろん、賦課方式の年金制度において、積立方式の考え方にに基づく積立不足の額がどんなに巨額になっても良いというものではない。しかしながら、実現可能な収支計画が作成されているのであれば、機械的に算出した「積立不足」は自ずと許容範囲内に収まっているものと考えられる。

(補論) 前回年金改正時に示した「厚生年金の給付現価と財源構成」について

前回の年金改正時には、厚生年金の2階部分を民営化した場合の二重の負担の規模を示すため、世代間扶養を基本的な考え方として運営している厚生年金制度をあえて積立方式の考え方で分析した資料である第5-2-14図を示していた。

第5-2-14図 厚生年金の給付現価と財源構成 (平成11年財政再計算)



(注) 1. 保険料率はすべて総報酬(年収)ベースで示している。[]内は保険料率換算。
 2. 積立金の1・2階への振り分けについては、平成12年改正前における給付現価の比率で按分して。
 3. 基礎年金国庫負担割合1/2は、平成16(2004)年までの間に安定した財源を確保し、国庫負担割合を平成16(2004)年10月より1/2に引き上げたとした場合のものである。ただし、国庫負担割合を1/2に引き上げるためには、基礎年金全体で引上げ分として平成16(2004)年度2.7兆円(満年度ベース)、平成37(2025)年度3.8兆円の税財源の確保が必要となる(平成11(1999)年度価格)。

仮に厚生年金を民営化し、積立方式で運営するとした場合、将来期間に対応する積立保険料を負担すると同時に、過去期間に係る給付のうち現有積立金や国庫負担で賄われない分についても負担をすることになり、これが二重の負担となる。

当時の試算結果によると、二重の負担の額は、基礎年金国庫負担が2分の1の場合で420兆円、3分の1の場合で450兆円であった。

この計算において、将来の給付の現時点の価格への換算には、積立方式の考え方に基づく試算であることから、運用利回りを用いていた。

今回の試算結果（第5-2-4図）から、前回と同様の計算をすると、二重の負担の額は、

$$\begin{array}{rcl} \text{過去期間に係る給付} & - & \text{過去期間に係る国庫負担} & - & \text{現在保有する積立金} \\ (740 \text{ 兆円}) & & (150 \text{ 兆円}) & & (170 \text{ 兆円}) \\ \\ = & & 420 \text{ 兆円} & & \text{となる。} \end{array}$$

1. 旧三公社共済組合統合の経緯

我が国の公的年金制度は、国民年金、厚生年金及び複数の共済年金に分立し制度運営がなされてきた。しかし、産業構造、就業構造の変化により、一部の制度で被保険者数（組合員数）が大きく減少するなど、昭和 50 年代には、安定した制度運営を行っていくことが困難と思われる制度がでてきたことから、公的年金制度の一元化が課題とされるようになった。昭和 59(1984)年度には国家公務員共済組合と三公社共済組合との間での財政調整措置が導入され、昭和 61(1986)年度には全国一律の基礎年金制度が導入された。また、平成 2(1990)年度には全被用者年金制度による制度間調整措置が導入された。

このような経過を経て、平成 8(1996)年 3 月に政府は公的年金制度の長期的安定と公平を図るため、「公的年金制度の再編成の推進について」を閣議決定した。そのなかで、再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合については、平成 9(1997)年度に厚生年金に統合することとされた。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずることとされた。この閣議決定を受け、三公社共済組合は平成 9(1997)年 4 月に厚生年金に統合され、その給付費の一部に充当するため被用者年金制度全体による支援措置が設けられた。

2. 支援制度の仕組み

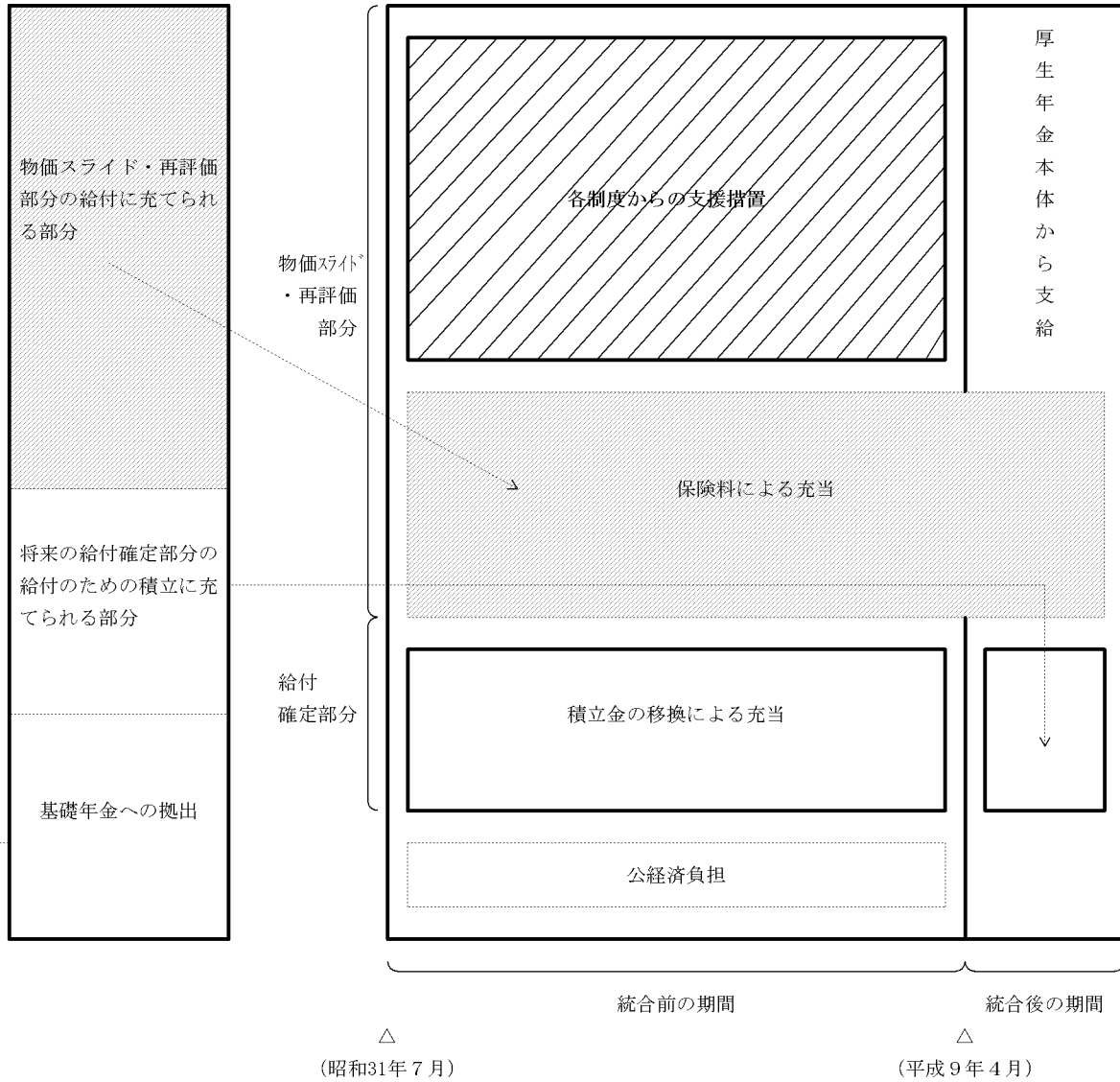
(1) 統合後の財源構造

旧三公社共済組合の厚生年金への統合の対象となった給付は、昭和 31(1956)年 7 月の公共企業体職員等共済組合法の施行日以降の期間に係る厚生年金相当給付（すなわち職域部分を除いた分）とされた。統合後の財源を考えるにあたっては、統合前の期間に係る給付か統合後の期間に係る給付か、物価スライド・賃金再評価を行う前の給付（以下「給付確定部分」という）か物価スライド・再評価に対応する部分（以下「世代間扶養部分」という）かの区分に分けて考えることとされた（第 5 - 3 - 1 図）。

第5-3-1図 旧三公社共済組合に係る統合後の財源構造

保 険 料

給 付 費



- (注) 1. 旧日本鉄道共済組合及び旧日本たばこ産業共済組合に係る財源構造である。
 2. 旧日本電信電話共済組合の場合は、積立金の移換及び保険料による充当で給付費が賄えるため、被用者年金全制度による支援措置は必要としない。

統合後期間に係る給付は、厚生年金の被保険者期間に係る給付費であることから、厚生年金全体で財政運営されるが、統合前期間に係る給付（公経済負担分を除く。以下同じ。）については以下のように扱われることとなった。

まず、給付確定部分については、旧三公社共済組合毎に当該部分に係る統合時点での給付現価に相当する積立金を厚生年金に移換することとされた。そして、この移換積立金は、各旧三公社共済組合の統合前期間に係る給付費のうち、統合時以降のスライド・再評価分を除いた額の一定割合として、毎年度の給付費に充当されるものとされた（積立金充当額）。

次に、世代間扶養部分については、旧三公社共済組合の適用法人等であった適用事業所に属する被保険者の保険料収入を充当することを基本とする（保険料充当額）が、不足がある場合には、それを全被用者年金制度で支援することとされた。結果的に、旧日本鉄道共済組合（以下「旧JR共済」という。）及び旧日本たばこ産業共済組合（以下「旧JT共済」という。）が支援されることとなった。

（２）支援額の平準化

要支援額は統合前期間に係る給付から発生するものであることから、統合当初の額は比較的大きいが、将来的には統合前期間を有する受給権者の減少とともに徐々に減少し、いずれ消滅するものである。そのため、ある年度の負担額が所定の水準を超えると見込まれる場合には、負担を平準化し、各共済組合の支援額の負担が過重なものにならないようにすることとされた。

（３）支援額の分担

支援額は、その半分については、分担する各制度の負担能力（報酬）に応じて分担（報酬按分）し、残りの半分については、コストの低い制度がより多く分担（個別負担按分）することとなった（第5-3-2図）。

・報酬按分

支援される制度を除いた各制度の報酬年額に応じた率（標準報酬按分率）によって按分する。

・個別負担按分

個別負担率（支援される制度を除いた各制度における報酬年額に対する厚生年金相当給付費（公経済負担分を除く）の割合と定義される。特に厚生年金（支援される制度を除く。）の個別負担率を基準負担率という。）が基準負担率以下となる制度が次の算式による個別負担按分率により分担する。

ア．厚生年金の個別負担按分率

厚生年金の標準報酬按分率×各共済年金の個別負担率の平均／基準負担率

イ. 各共済年金の個別負担按分率

(1-厚生年金の個別負担按分率)を各共済年金の標準報酬按分率×(基準負担率-個別負担率)の比で按分したもの。

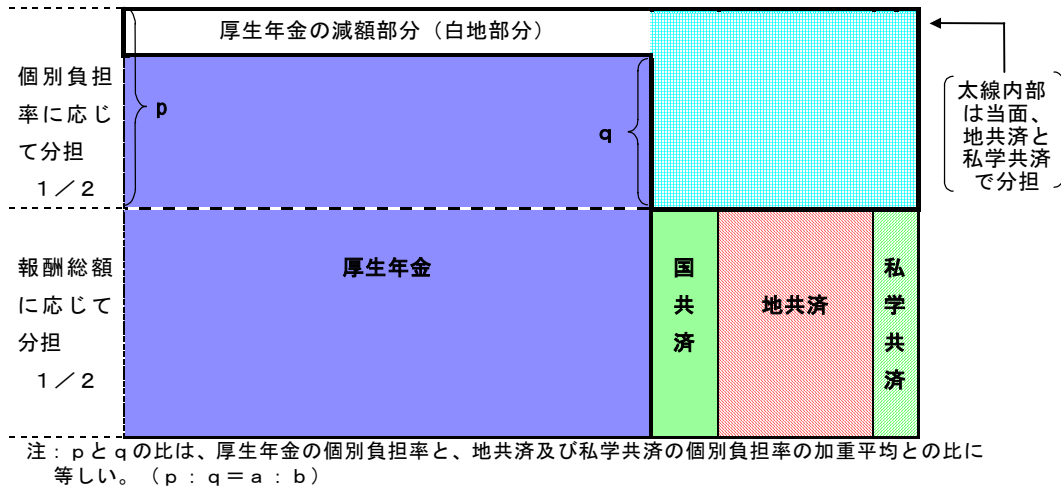
(注) 上記のア及びイにおいて、各共済年金とは、個別負担率が基準負担率を下回る共済年金制度を指している。

第5-3-2図 各制度の分担の仕組み

1. 分担の仕組み

- ① 支援額の半分は、各制度の被保険者の報酬総額に応じて負担
- ② 支援額の残りの半分は、成熟度が低く、負担すべき保険料水準(個別負担率)が低い制度ほどより多く負担

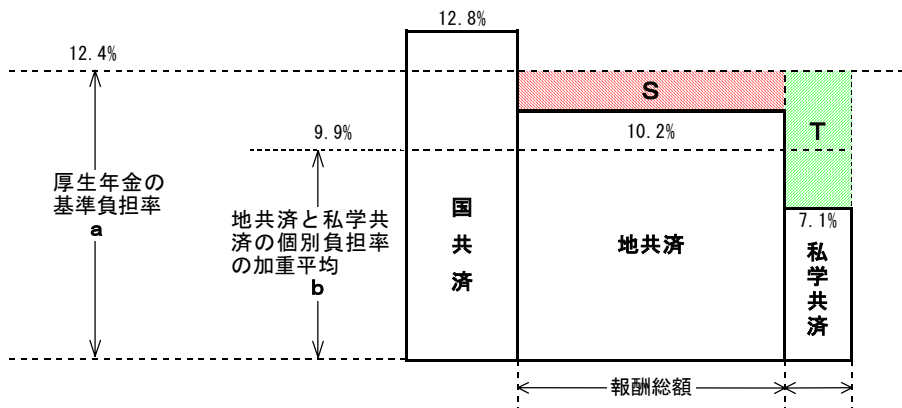
【図1】 要支援額の分担



2. 個別負担率に応じた分担

- 個別負担率に応じた分担は、厚生年金より個別負担率が高い制度は負担しない。
- 厚生年金の分担額は、厚生年金より個別負担率の低い制度との個別負担率の乖離の程度により、分担額を減額。(上図の白地部分を減額)
- 残りの部分(上図の太線内部)は、厚生年金より個別負担率の低い制度が厚生年金との個別負担率の乖離の程度に応じて分担。(下図のSとTの面積比により按分)

【図2】 各制度の個別(基準)負担率



注: 率は、平成17年度の推計値である。

(4) 支援額の実績と精算

今後、時間が経過するにつれて、旧 J R 共済及び旧 J T 共済に係る毎年度の要支援額や厚生年金及び各共済年金制度の標準報酬按分率及び個別負担按分率の実績が逐次明らかになってくるが、これらは必ずしも当初の見通しと一致するわけではない。このことから、要支援額の精算及び各制度の支援額の分担額の精算という作業が必要となってくる。

このうち要支援額の見通しと実績との差額については、厚生年金の財政再計算（今後は「財政の現況と見通し」の作成）と同時に行われる支援額の将来見通しの再計算の際に、実績の確定した年度について、見通し額を実績に置き換えることにより精算される。

また、各制度の按分比率の見通しと実績の差に関しては、実績年度の翌々年度（注）に精算される仕組みとなっている。

（注）平成 9～13(1997～2001)年度分については、平成 15(2003)年度に 5 年度分の精算をまとめて行うこととされており、既に精算済みである。

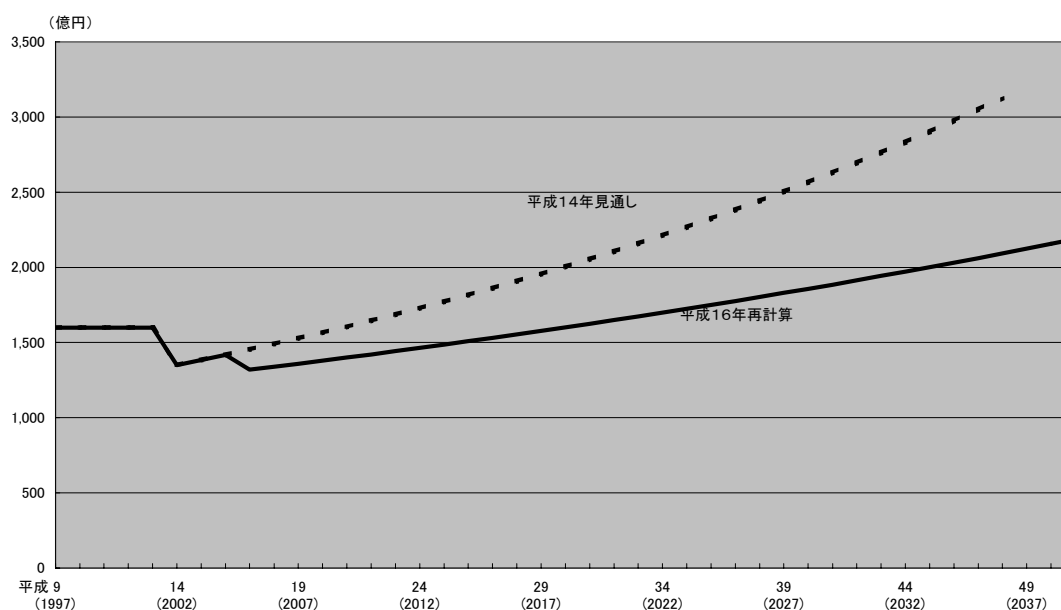
3. 今回の再計算結果

(1) 概要

今回の再計算によると、被用者年金全制度で負担すべき額の総額（平準化後の額。以下、「支援総額」という。）は、平成 17(2005)年度で 1,319 億円、その後、平成 51(2039)年度までの間、毎年度、1.5%ずつ増加させた額となっている。

直前に行った平成 14 年の見通しでは、平成 14(2002)年度で 1,350 億円、その後、平成 48(2036)年度までの間、毎年度、2.5%ずつ増加させた額であったのに比べると、全般的に金額が減少している。これは、経済前提が変わったことや給付水準の調整が行われたことなどが影響しているものと考えられる。

第5-3-3図 支援総額（平準化後）の推移
 （平成14年見通しと平成16年再計算の比較）
 （名目額）



上記の支援総額を、厚生年金、国家公務員共済組合連合会（以下「国共済」という。）、地方公務員共済組合連合会（以下「地共済」という。）、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学共済」という。）で分担する。今回の再計算による見通しを含め各制度の分担額の推移は第5-3-1表のとおりである。平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までの5年間の平均で見ると、厚生年金が支援総額の73.4%、国共済が2.1%、地共済が19.8%、私学共済が4.6%を分担する見込みとなっている。

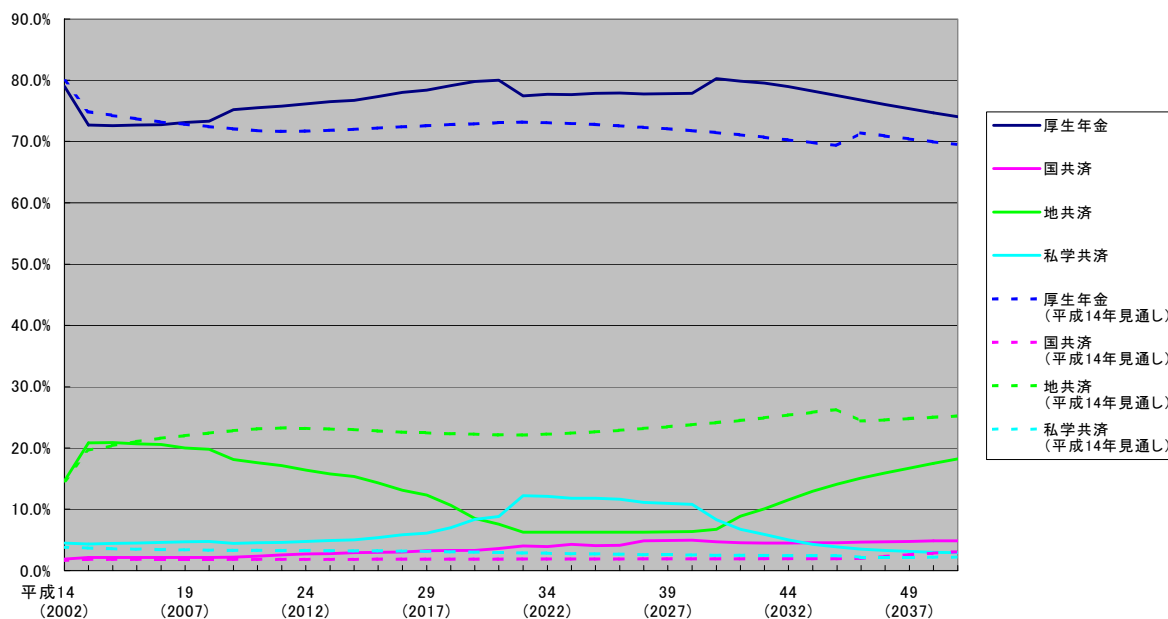
第5-3-1表 各被用者年金制度における支援拠出額の見通し（名目額）

（単位：億円）

	平成(西暦)	計	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林共済
実 績	9(1997)	1,333	1,056	24	182	64	7
	10(1998)	1,600	1,267	28	218	77	9
	11(1999)	1,600	1,267	28	218	77	9
	12(2000)	1,600	1,267	28	218	77	9
	13(2001)	1,600	1,267	28	218	77	9
	14(2002)	1,350	1,059	25	196	69	1
平 見 成 通 14 年	15(2003)	1,384	1,036	25	271	51	—
	16(2004)	1,418	1,053	26	289	51	—
平 成 16 年 再 計 算	17(2005)	1,319	958	28	273	59	—
	18(2006)	1,339	974	29	275	61	—
	19(2007)	1,359	994	29	272	64	—
	20(2008)	1,379	1,011	29	273	66	—
	21(2009)	1,400	1,053	31	254	62	—
	22(2010)	1,421	1,073	33	250	64	—
	27(2015)	1,531	1,184	45	219	83	—
	32(2020)	1,649	1,320	60	125	145	—
	37(2025)	1,776	1,385	73	112	207	—
	42(2030)	1,914	1,528	87	170	129	—
47(2035)	2,062	1,583	96	311	73	—	
51(2039)	2,188	1,621	106	398	63	—	

（注）平成 15、16 年度は平成 14 年見通しに基づく概算拠出金の額を掲げた。各制度の分担額は概算拠出をした翌々年度に精算が行われる。

第5-3-4図 各制度の按分率（平成14年見通しと平成16年再計算の比較）



(2) 要支援額の見通し

各年度の要支援額は、以下の算式により算出される。

統合前期間に係る給付費（昭和31年7月以降の期間に係る厚生年金相当給付費に限る。以下同じ。）－公経済負担－積立金充当額－保険料による充当額
 要支援額の推移は第5-3-2表のとおりである。

第5-3-2表 要支援額（平準化前）の実績及び見通し

年度	給付費計 (名目額)	統合前 期間に係る 給付費 (名目額)	公経済負担 (名目額)	積立金に よる充当 (名目額)	保険料に よる充当 (名目額)	要支援額	
						(名目額)	(平成16年度価格)
平成(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
9(1997)	3,232	3,232	172	876	1,207	976	976
10(1998)	3,961	3,960	207	877	1,312	1,564	1,564
11(1999)	4,139	4,137	196	880	1,261	1,800	1,800
12(2000)	4,170	4,162	193	876	1,221	1,872	1,872
13(2001)	4,222	4,206	189	866	1,174	1,978	1,978
14(2002)	4,266	4,248	184	724	1,083	2,258	2,258
15(2003)	4,521	4,485	207	736	1,302	2,240	2,240
16(2004)	4,664	4,608	201	738	1,313	2,357	2,357
17(2005)	4,291	4,181	152	605	1,019	2,406	2,406
18(2006)	4,328	4,176	146	601	1,034	2,394	2,399
19(2007)	4,364	4,176	140	599	1,058	2,379	2,372
20(2008)	4,408	4,190	135	590	1,062	2,403	2,353
21(2009)	4,497	4,229	131	583	1,140	2,375	2,273
22(2010)	4,532	4,215	125	570	1,171	2,350	2,189
27(2015)	4,310	3,823	93	472	1,304	1,953	1,650
32(2020)	3,945	3,263	63	367	1,447	1,385	1,055
37(2025)	3,761	2,742	39	278	1,388	1,037	712
42(2030)	3,391	2,185	21	200	1,343	621	384
47(2035)	2,939	1,656	10	136	1,269	240	134
52(2040)	2,628	1,226	4	91	1,103	27	14

(注)平成9(1997)～14(2002)年度は実績値、平成15(2003)～16(2004)年度は平成14年見通しの額である。

ここで、積立金充当額は、次式により算出される。

$$\begin{array}{l} \text{各年度の統合前期間に係る給付費} \quad \times \quad \text{積立金充当率} \\ (\text{統合以降のスライド・再評価分を除く}) \end{array}$$

この積立金充当率は、統合前期間に係る給付費（統合以降のスライド・再評価を除く）の現価に対する移換積立金の比率であり、今回の再計算では15.50%となった。平成14年見通し時には18.20%であったが、今回低下したのは、予定利率が低下したことによる。

また、保険料による充当額は、次式により算出される。

$$\left(\begin{array}{l} \text{旧 J R 共済及び旧 J T 共済の適用法人等であった適用事業} \\ \text{所（以下「J R ・ J T」という。）の被保険者に係る厚生年} \\ \text{金保険料} \\ \text{—① J R ・ J T の被保険者分に係る基礎年金拠出金のうち} \\ \text{保険料で賄うべき額} \\ \text{—② 給付確定部分に係る保険料} \end{array} \right)$$

$$\times \text{世代間扶養部分に係る給付費の統合前期間比率}$$

なお、給付確定部分に係る保険料は、平成17年度以降、保険料率4.0%を用いて算出している。この保険料率4.0%は、厚生年金の被保険者全体で算出した給付確定部分（乗率は一律5.481/1000）に係る積立保険料率として算出されたものであり、予定利率は厚生年金の財政再計算における運用利回りの前提と同じとしている。平成14年見通しではこの保険料率は3.0%であったが、平成16年再計算ではこれより高くなっているのは、主として予定利率が低下したことによる。

（3）要支援額の平準化

支援制度においては、ある年度の要支援額がその年度の被用者年金制度（支援される制度を除く。）全体の総報酬額の0.077%（平成14年度以前は標準報酬の0.1%）を超えると見込まれる場合には、過度な負担を回避し、各制度からの拠出が円滑できるよう、複数の年度（平準化期間）で支援額を平準化することとされている。

[平準化の条件]

（条件1）平準化後の支援総額は、所定の利率による複利現価法で、平準化前の要支援額と平準化後の支援総額の総合計額が一致するよう定める。

なお、複利現価法の利率は、平成9年度の制度発足当初は5.5%、平成12年改正後は4%とされてきたところである。この利率は積立金の予定運用利回りに基づき定められ、財政再計算の都度、実績や見通しに基づき見直しが行われるものである。

今回の再計算では、平成14年度までの期間については厚生年金の運用利回りの実績、平成15年度以降の期間については厚生年金の財政再計算における予定運用利回りと同率とした。

(条件2) 平準化後の支援総額は、毎年一定の伸び率で増加するよう定める。

一定の伸び率は「平準化期間における標準報酬合計予想額の推移その他の事情を勘案して」(厚生年金保険法附則第20条第4項第1号イ)定められる。

今回の再計算では、今後30年程度の間の被用者年金全制度における標準報酬総額の年平均増加率の見込みに基づき、一定の伸び率を1.5%とした。

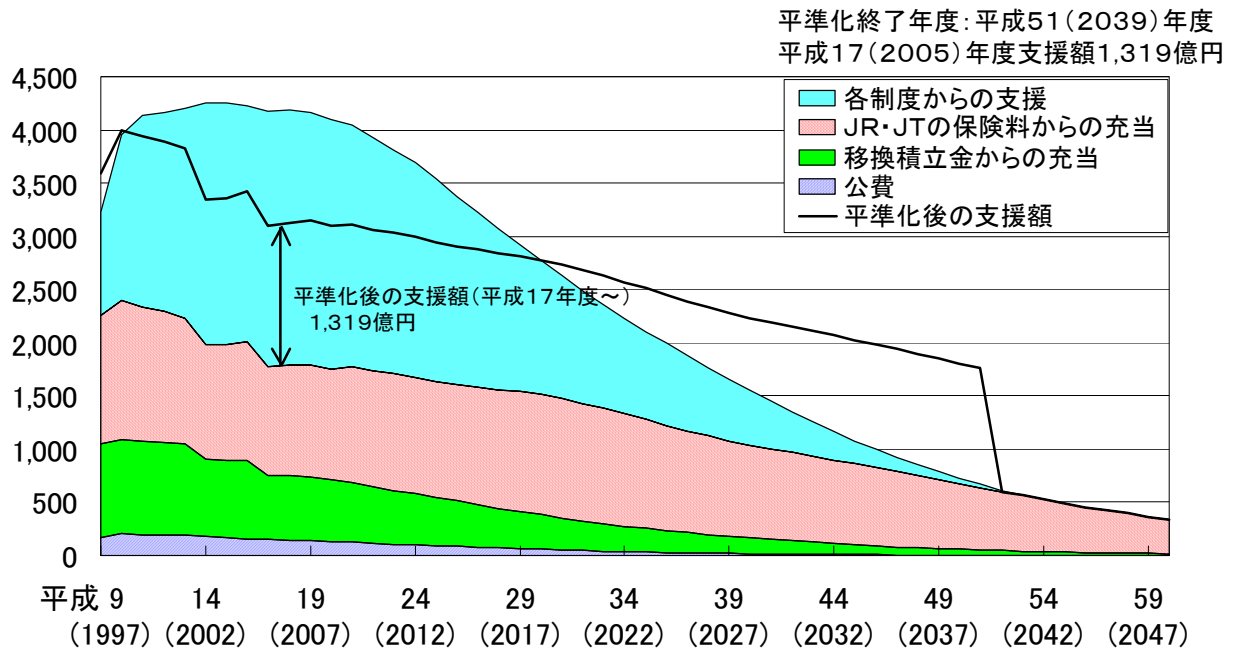
この率は、制度発足当初は4%、平成12年改正後は2.5%であったが、いずれも財政再計算において前提とした賃金上昇率と一致していた。今回の再計算においては、少子化が一層進展しているほか、共済組合の組合員(加入者)数を厚生年金被保険者数に対する比率が将来にわたって一定となるように見込んだことから、将来の被用者年金全制度の被保険者数の減少が一層顕著となったので、一定の伸び率は、(1人当たりの)賃金上昇率ではなく、人数の変化も織り込まれた報酬総額の上昇率に基づき定めることとした。

(条件3) 平準化期間は、平準化後の各年度の支援総額がその年度の被用者年金(支援される制度を除く。)全体の総報酬の0.077%を超えない最短の期間として定める。

これらの条件にしたがって算出すると、平成14年見通しでは平成9(1997)年度から平成48(2036)年度までの40年間であった平準化期間が、今回の再計算では、平成9(1997)年度から平成51(2039)年度までの43年間となり、平準化後の支援総額は、平成17(2005)年度で1,319億円、その後、平成51(2039)年度までの間、毎年度、1.5%ずつ増加させた額となった。

統合前の期間に係る給付費と、平準化前の要支援額及び平準化後の支援総額の関係を示したのが第5-3-5図である。

第5-3-5図 旧JR共済・旧JT共済の統合前期間に係る給付費の財源構造
(平成16年度価格)



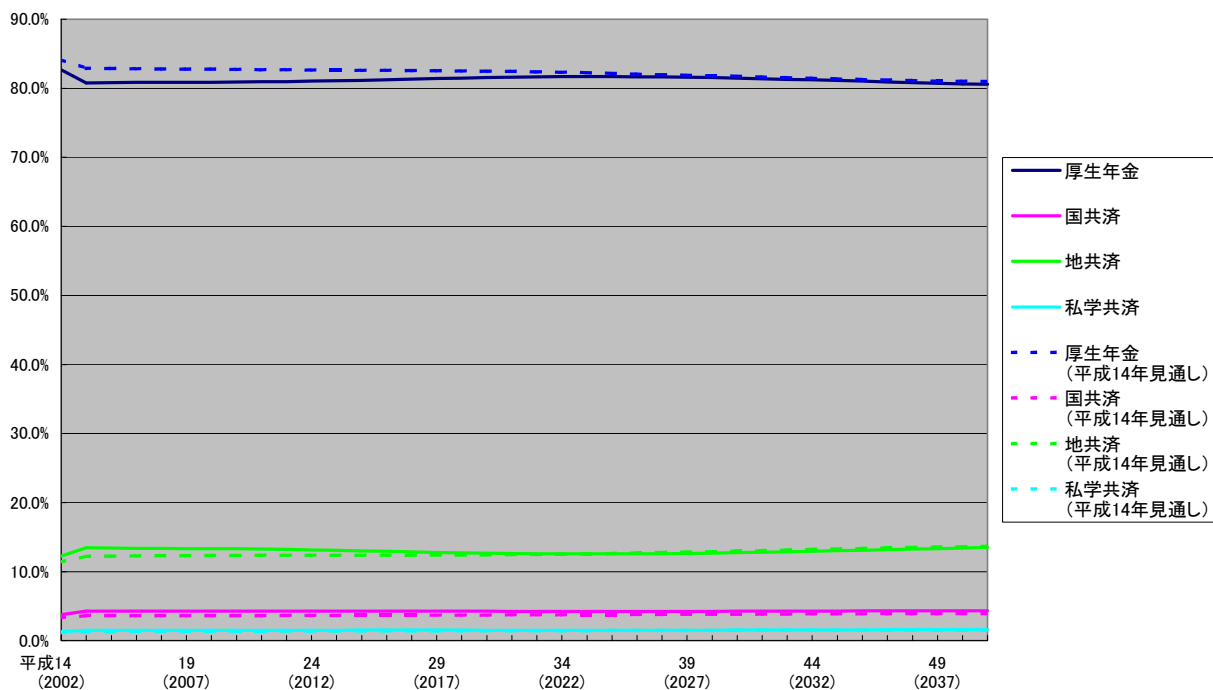
(4) 各被用者年金制度の分担

支援総額を毎年度、各制度で分担するが、支援総額の2分の1は、支援される制度を除いた各制度の報酬総額に応じて按分(報酬按分)し、残りの2分の1は、支援される制度を除いた各制度の財政状況に応じて按分(個別負担按分)する。

①報酬按分

報酬按分による各制度への按分率は、将来にわたり安定的であり、今回の推計結果では、厚生年金81%程度、国共済4%程度、地共済13%程度、私学共済2%程度となっている。

第5-3-6図 報酬按分率（平成14年見通しと平成16年再計算との比較）



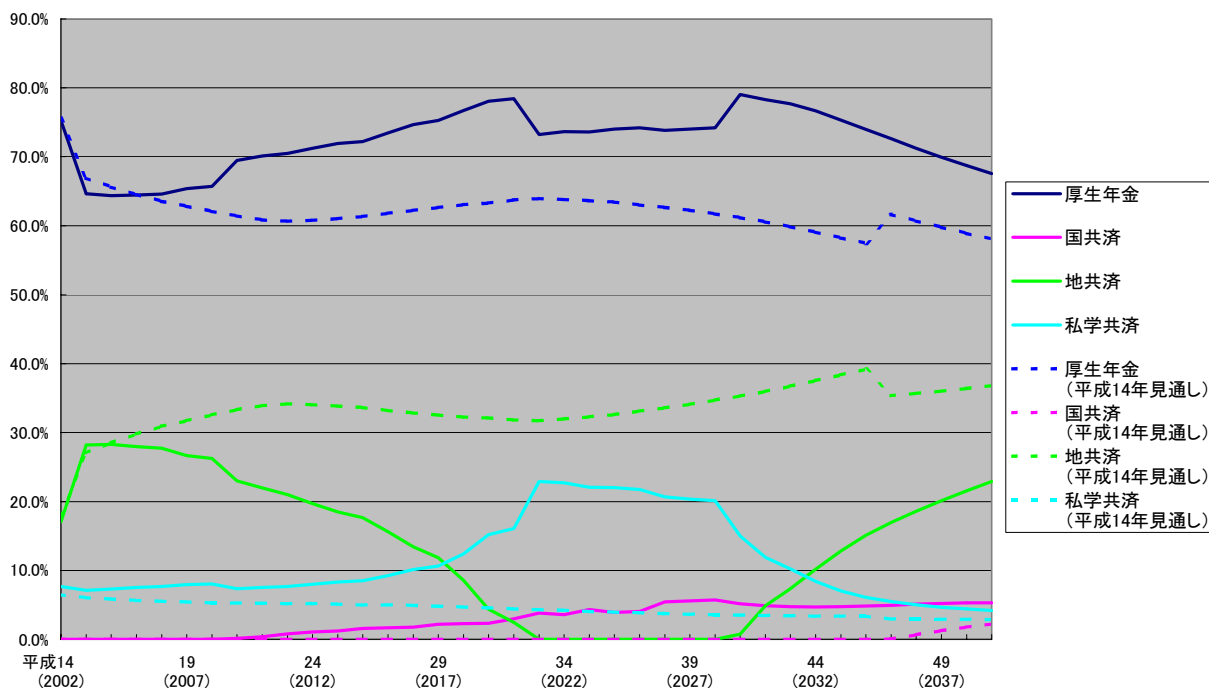
第5-3-3表 各制度の報酬按分率の見通し

年度	合計	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成(西暦)	%	%	%	%	%	
実績 14(2002)	100.0	83.1	3.7	11.9	1.3	
概算 15(2003)	100.0	82.9	3.6	12.2	1.3	
概算 16(2004)	100.0	82.9	3.6	12.2	1.3	
見 通 し	17(2005)	100.0	80.9	4.3	13.4	1.5
	18(2006)	100.0	80.9	4.3	13.4	1.5
	19(2007)	100.0	80.9	4.3	13.3	1.5
	20(2008)	100.0	80.9	4.3	13.3	1.5
	21(2009)	100.0	80.9	4.3	13.3	1.5
	22(2010)	100.0	80.9	4.3	13.3	1.5
	27(2015)	100.0	81.3	4.3	12.9	1.5
	32(2020)	100.0	81.6	4.2	12.6	1.5
	37(2025)	100.0	81.7	4.2	12.6	1.5
	39(2027)	100.0	81.6	4.2	12.6	1.5
42(2030)	100.0	81.4	4.3	12.8	1.5	
47(2035)	100.0	80.9	4.3	13.2	1.6	

②個別負担按分

個別負担按分による按分率の見通しは第5-3-7図及び第5-3-4表のとおりとなった。

第5-3-7図 個別負担按分率(平成14年見通しと平成16年再計算との比較)

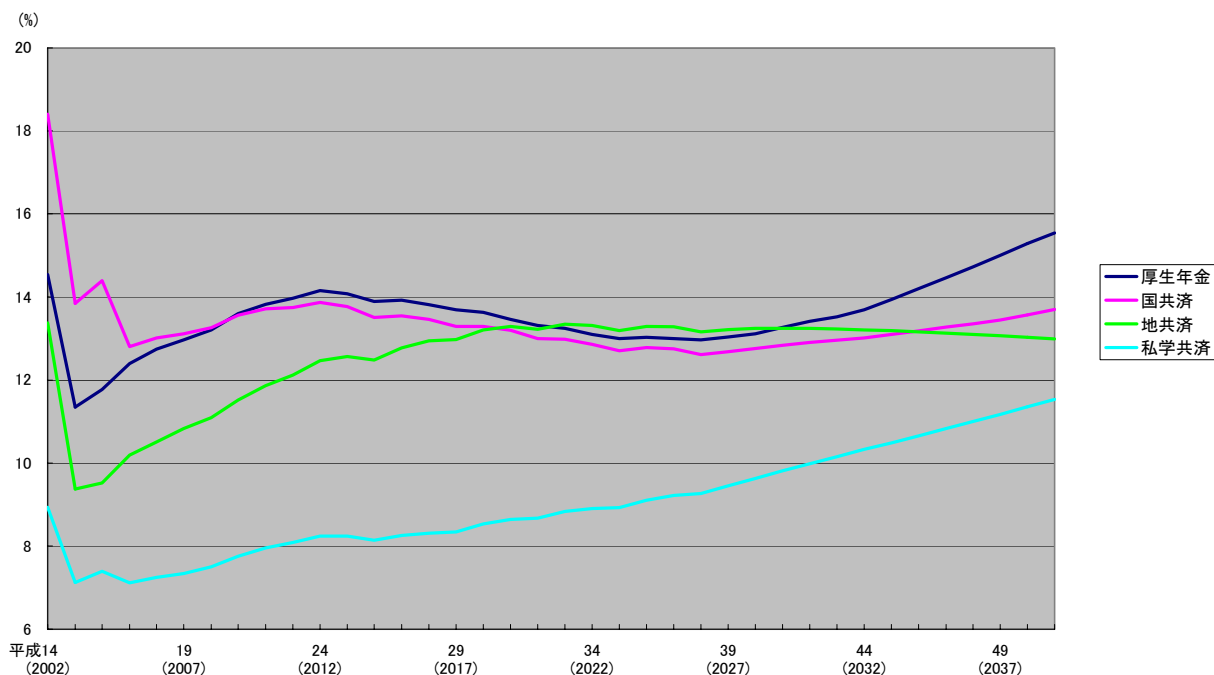


第5-3-4表 各制度の個別負担按分率の見通し

年度	合計	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成(西暦)	%	%	%	%	%	
実績 14(2002)	100.0	74.0	—	17.1	8.9	
概算 15(2003)	100.0	66.9	—	27.0	6.1	
16(2004)	100.0	65.6	—	28.5	5.9	
見 通 し	17(2005)	100.0	64.5	—	28.0	7.5
	18(2006)	100.0	64.6	—	27.7	7.7
	19(2007)	100.0	65.4	—	26.7	8.0
	20(2008)	100.0	65.7	—	26.2	8.0
	21(2009)	100.0	69.5	0.2	23.0	7.4
	22(2010)	100.0	70.1	0.4	22.0	7.5
	27(2015)	100.0	73.4	1.7	15.6	9.2
	32(2020)	100.0	78.4	3.0	2.5	16.1
	37(2025)	100.0	74.2	4.1	—	21.7
	39(2027)	100.0	74.0	5.6	—	20.4
42(2030)	100.0	78.3	4.9	4.9	11.9	
47(2035)	100.0	72.6	5.0	17.0	5.5	

上記の個別負担按分の指標となっている「個別負担率」（厚生年金では「基準負担率」）の見通しは第5-3-8図のとおりとなっている。

第5-3-8図 基準負担率及び個別負担率の見通し



個別負担按分の対象となるのは、厚生年金と、個別負担率が厚生年金の基準負担率よりも低い共済組合であるが、この見込みに基づけば、個別負担按分の対象となる共済組合は、

平成 20 (2008) 年度までは地共済と私学共済、

平成 21 (2009) 年度から平成 32 (2020) 年度までは全共済組合、

平成 33 (2021) 年度から平成 40 (2028) 年度までは国共済と私学共済、

平成 41 (2029) 年度以降は全共済組合

となる。

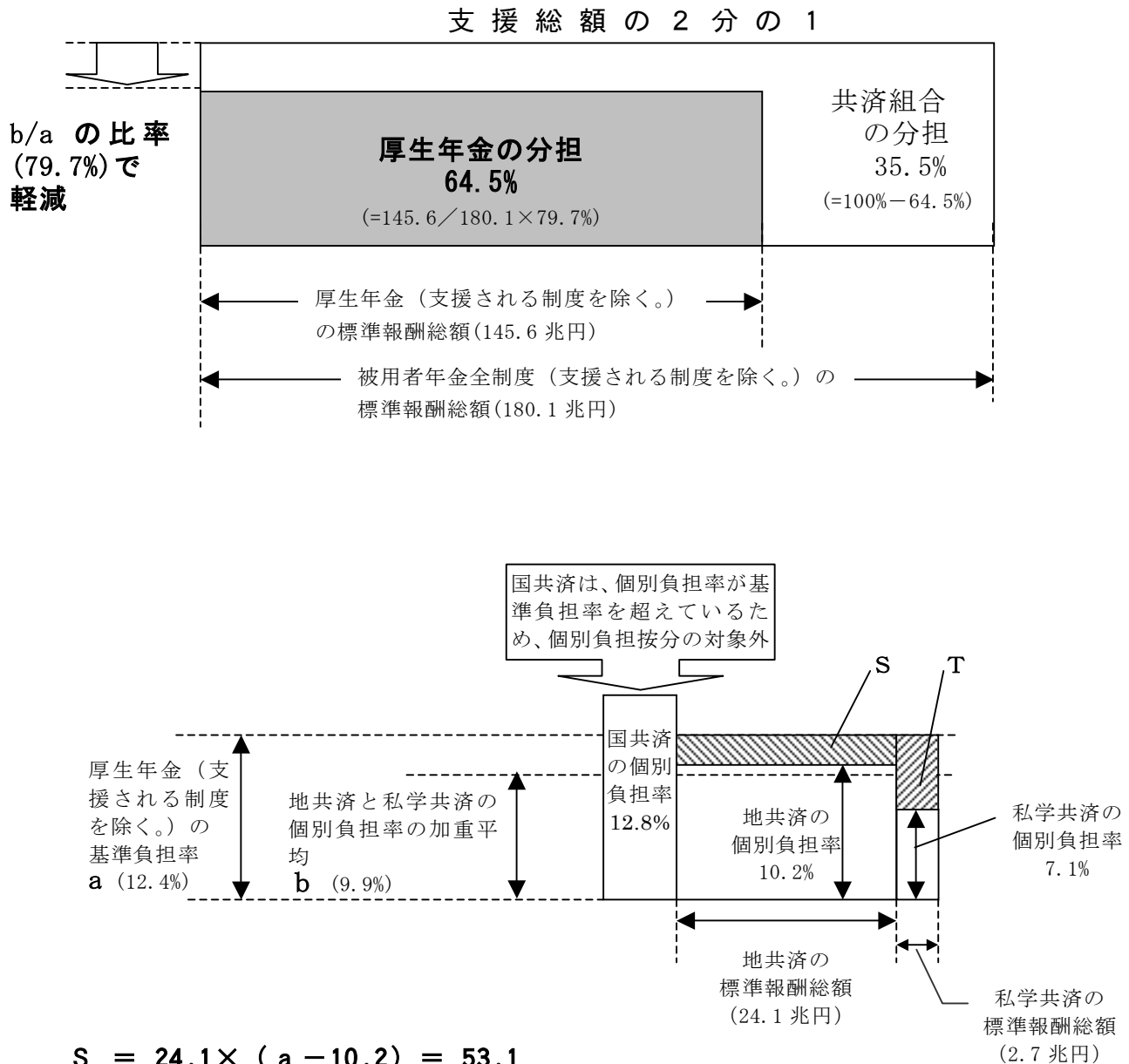
厚生年金の個別負担按分額は、個別負担の対象となる制度の個別負担率の平均と、厚生年金の基準負担率の乖離の程度により、厚生年金の標準報酬按分額に相当する額を減額したものとなる。

個別負担按分すべき額のうち厚生年金の負担分を除いた残りを、個別負担按分の対象となる共済組合が分担する。各共済組合の分担額は、各制度の標準報酬総額の大きさと、個別負担率の基準負担率からの乖離の程度に応じて定まることと

なる。

例えば、平成 17 年度における各制度の個別負担按分率の計算結果は第 5 - 3 - 9 図のとおりである。

第 5 - 3 - 9 図 平成 17 年度における個別負担按分率



地共済の分担 $35.5\% \times S / (S + T) = \underline{28.0\%}$

私学共済の分担 $35.5\% \times T / (S + T) = \underline{7.5\%}$